

平塚市告示第307号
令和8年 7月31日

平塚市長 落合 克宏

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示する。
なお、送達すべき書類は納税課で保管しているので、申出があれば、いつでも送達すべき者に交付する。

記

送達すべき書類の根拠となる法令 地方税法第329条、第335条

氏名
大塚 昌太
KALUARACHCHI CHARITH KAVINDA
NGUYEN HONG NGOC

以上